

小樽市自治基本条例（原案の概要）について

小樽市の市民参加と協働によるまちづくりを進めるため、その基本的なルールとなる「小樽市自治基本条例」を制定します。

1 「小樽市自治基本条例」制定の必要性と目的

近年、国から地方へ様々な権限や財源などが移譲される地方分権の流れが加速し、地方が担う役割と責任はさらに大きくなっています。このような状況の中、地方自治体は限られた財源により「自ら決定し、責任をもって実行する」という考え方を基本に、地域の住民をパートナーとして、互いに知恵を出し合い、協力しながらまちづくりに取り組むべきであるという考え方が全国的に広まってきています。

今、小樽市では、人口減少や少子高齢化など、多くの課題を抱えています。これらを解決していくには、市が主体的に取り組むことはもちろんですが、市民の皆さん、議会そして市が互いの役割や責任を理解し合い、協力してまちづくりに取り組むことが大切です。

豊かで活力ある地域社会を実現するために、市民参加と協働によるまちづくりの基本的なルールとして「小樽市自治基本条例」を制定します。

2 「小樽市自治基本条例（原案の概要）」

「小樽市自治基本条例（原案の概要）」（以下「原案の概要」といいます。）は、小樽市が平成22年8月に小樽にふさわしい自治基本条例の姿について議論するために設置した「小樽市自治基本条例策定委員会」から提言された内容を最大限に生かして作成しています。

「原案の概要」では、小樽市の特性や特色、まちづくりの経緯と背景、そして条例制定の意義を表した「前文」、条例の目的や用語の意味などを表した「総則」、まちづくりの基本としての情報共有の在り方や市民参加、協働などを表した「まちづくりの基本原則」「情報の共有」「参加及び協働」、まちづくりの主体としての役割と責務を表した「市民」「議会及び議員」「市長及び職員」、行政運営の基本を表した「行政運営」などを定めています。

小樽市自治基本条例(原案の概要)の構成図

前文

1 総則

- (1) 目的
- (2) 定義

2 まちづくりの基本原則

- (1) 情報の共有の原則
- (2) 参加及び協働の原則

3 情報の共有

- (1) 情報の提供
- (2) 情報の公開
- (3) 個人情報の保護

4 参加及び協働

- (1) 市民参加の推進
- (2) 協働によるまちづくりの推進
- (3) コミュニティ
- (4) 住民投票

5 市民

- (1) 市民の権利
- (2) 市民の責務
- (3) 事業者の権利及び責務

6 議会及び議員

- (1) 議会の役割及び責務
- (2) 議員の責務

7 市長及び職員

- (1) 市長の役割及び責務
- (2) 職員の育成等
- (3) 職員の責務

8 行政運営

- (1) 総合的な計画
- (2) 財政運営
- (3) 行政評価
- (4) 組織運営
- (5) 委員の公募
- (6) 説明責任
- (7) 法務
- (8) 関与団体
- (9) 行政手続
- (10) 外部監査
- (11) 公益通報制度

9 魅力あるまちづくり

10 安全で安心なまちづくり

11 国、北海道、他の自治体等との連携及び協力

- (1) 国、北海道及び他の自治体との連携及び協力
- (2) 関係機関との連携及び協力

12 条例の位置付け等

- (1) 条例の位置付け
- (2) 条例の見直し

これまでの経過

1 小樽市自治基本条例(仮称)庁内研究会(平成21年1月発足)

- ◎設置目的 自治基本条例に関する調査、研究等
- 研究会委員 市職員15名で構成
- 設置期間 平成21年1月～10月
- 市長への報告(平成21年10月30日)

2 小樽市自治基本条例懇話会(平成22年1月発足)

- ◎設置目的 自治基本条例に盛り込むべき内容の骨子、小樽市自治基本条例策定委員会における進め方や市民周知の方法等を検討し、提言書を作成して市長に提出
- 学識経験者、市内団体5名で構成
- 設置期間 平成22年1月～4月
- 懇話会の開催 全5回
- 市長への提言書の提出(平成22年4月26日)

3 小樽市自治基本条例策定委員会(平成22年8月発足)

- ◎設置目的 自治基本条例案を検討し市長に提言、市民に対する自治基本条例の周知
- 策定委員 学識経験者、市内団体、一般公募、学生 12名で構成
- 設置期間 平成22年8月～平成24年10月
- 策定委員会等の開催
 - 策定委員会 全26回開催
 - 策定部会 全15回開催
- 自治基本条例の市民周知
 - ・平成23年 2月23日(水)、3月2日(水) まちづくりワークショップ開催
 - ・平成23年10月26日(水) まちづくりフォーラム開催
 - ・平成24年10月11日(木) まちづくり提言フォーラム開催
- 市長への提言書の提出(平成24年10月4日)

4 パブリックコメント実施(平成25年6月10日～平成25年7月10日)

※「小樽市自治基本条例懇話会」「小樽市自治基本条例策定委員会」の議論経過及び提言内容等は、市ホームページで御覧いただけます。